

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)の拡充																				
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税4、地方税 12(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)																			
		② 上記以外の税目	—																			
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・延長】 【 単独 ・主管・共管】																				
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>ストックオプション税制は、取締役や従業員等に付与される新株予約権の一種であるストックオプションについて下記要件を満たす場合、権利行使時における取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する所得課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に、売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税する制度である。</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 付与対象者の範囲</td> <td>自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役員及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材</td> </tr> <tr> <td>2. 所有株式数</td> <td>発行済み株式の1/3を超えない</td> </tr> <tr> <td>3. 権利行使期間</td> <td>付与決議日の2年後から10年後まで</td> </tr> <tr> <td>4. 権利行使価額</td> <td>権利行使価額が契約締結時の時価以上</td> </tr> <tr> <td>5. 権利行使限度額</td> <td>権利行使価格の合計額が年間で1,200万円を超えない</td> </tr> <tr> <td>6. 譲渡制限</td> <td>他人への譲渡禁止</td> </tr> <tr> <td>7. 発行形態</td> <td>無償であること</td> </tr> <tr> <td>8. 株式の交付</td> <td>会社法に反しないこと</td> </tr> <tr> <td>9. 保管・管理など契約</td> <td>証券会社等と契約していること</td> </tr> <tr> <td>10. その他事務手続き</td> <td>法定調書、権利者の書面等の提出</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第29条の2 租税特別措置法施行令第19条の3 租税特別措置法施行規則第11条の3</p>	1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役員及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材	2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない	3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで	4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上	5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1,200万円を超えない	6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止	7. 発行形態	無償であること	8. 株式の交付	会社法に反しないこと	9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること	10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出
1. 付与対象者の範囲	自社及び子会社（50%超）の取締役、執行役員及び使用人（ただし大口株主及びその特別関係者、配偶者を除く）及び一定の要件を満たす社外高度人材																					
2. 所有株式数	発行済み株式の1/3を超えない																					
3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで																					
4. 権利行使価額	権利行使価額が契約締結時の時価以上																					
5. 権利行使限度額	権利行使価格の合計額が年間で1,200万円を超えない																					
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止																					
7. 発行形態	無償であること																					
8. 株式の交付	会社法に反しないこと																					
9. 保管・管理など契約	証券会社等と契約していること																					
10. その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出																					
5	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業資金課・新規事業創造推進室																				
6	評価実施時期及び分析対象期間	—																				
7	創設年度及び改正経緯	平成8年度 創設 平成10年度 拡充(対象要件の拡充)																				

			平成 14 年度 拡充(対象要件の拡充) 平成 18 年度 拡充(対象要件の拡充) 平成 31 年度 拡充(対象要件の拡充) 令和5年度 拡充(対象要件の拡充)
8	適用又は延長期間		期限の定めなし
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>スタートアップは、社会課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する新しい資本主義の考え方を体現するものであり、新しい資本主義に向けた重点投資分野にも位置付けられている。</p> <p>スタートアップを大きく成長させるためには、それを支える人材の獲得が不可欠だが、現状、我が国の人材は大企業に集中している状況。こうした中、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たってストックオプションは重要な役割を担っている。</p> <p>このため、インセンティブを通じて業績向上への意欲を高めることに加え、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することで、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につなげる。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(2023 年6月閣議決定)</p> <p>(4)スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築</p> <p>①ストックオプションの環境整備</p> <p>(ii) 税制適格ストックオプションの制度見直し</p> <p>スタートアップの手の簡素化の観点から、株券の保管委託義務を不要化することとしたところであるが、そもそも、税制適格ストックオプションの株式保管委託要件が M&A 等の場面において制約になっている。これに対し、非公開会社では会社法の制約によって株式に譲渡制限が付されていること、また、発行会社及びストックオプション付与対象者によって税務処理が行われていることに着目し、非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。</p> <p>社外高度人材への税制適格ストックオプション付与のためには、一定の要件を満たすスタートアップに限定され、かつ中小企業等経営強化法による計画認定が必要となるが、この認定制度について調査を行った上で、認定に伴う手続負担なしで税制適格ストックオプションの付与を可能とするよう検討を行う。</p> <p>スタートアップの人材獲得力向上の観点から、税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。</p> <p>これらを含めて、スタートアップフレンドリーな制度となるよう税制適格ストックオプションの手の簡素化や要件の更なる見直しを含めて利便性向上を図る。</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>人的資源の確保に資するインセンティブプランとしてストックオプション制度の利便性を高めることで、スタートアップの人材獲得に寄与し、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制を利用することで、取締役や従業員等の業績向上への意欲が上昇し、企業は国内外の有能な人材を新たに確保できている。このため、本税制を通じてスタートアップ企業等の成長が促され、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長に寄与している。</p>
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>スタートアップにおいてストックオプションが有効な人材確保手段の一つとして普及する中、本制度の拡充はストックオプションの利便性等を更に向上させ、我が国スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を高めるものであり、日本におけるスタートアップ・エコシステムの構築及び経済成長につながる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>ストックオプション税制は、資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップが人材を獲得するに当たって重要な役割を担うストックオプションの利便性・魅力を向上させるものであり、スタートアップの人材獲得に寄与している。</p> <p>他方で、我が国においてスタートアップ・エコシステムが徐々に形成される中、例えば、事業化まで時間のかかる研究開発型のスタートアップや海外展開など積極的な成長投資を行うために敢えて未上場期間を長くとりスタートアップが増える等の状況変化も生じており、こうした動きに対応した環境整備が求められているところ。</p> <p>このため、株式保管委託要件の撤廃、社外高度人材への付与要件の緩和・認定手続の軽減、権利行使限度額の大幅な引き上げまたは撤廃その他の利便性向上のための所要の措置を講じることにより、スタートアップのグローバルでの人材獲得競争力を更に高め、国内外の有能な人材を獲得しスタートアップ企業の成長を実現する必要がある。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>スタートアップが大きく成長するには、それを支える人材が必要。資金をはじめ経営資源に乏しいスタートアップにとって、研究・開発等の未来投資を確保しながら人材を獲得する上で将来の成長(株価)に基づくインセンティブを与えるストックオプションは重要な手段であり、ストックオプション税制は、ストックオプションの利便性・魅力を向上させスタートアップの人材獲得に寄与するものである。</p> <p>したがって、スタートアップの実態に応じて本制度の利便性向上のための所要の措置を講じることは、スタートアップの成長に不可欠な国内外の有能な人材を機動的に確保できる環境を整備することに繋がるものであり措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、スタートアップが成長に向けた段階に応じた優秀な国内外の人材を確保し成長を遂げることが、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
12	有識者の見解		審議会等での検討結果や有識者見解は特にない。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義 (国税 5) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税 21)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25%が所得控除される制度。
			《要望の内容》 適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。
			《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 13
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯		令和 2 年度創設(令和 2 年 4 月 1 日～) 令和 4 年度拡充・延長(令和 4 年 4 月 1 日～) 令和 5 年度拡充(令和 5 年 4 月 1 日～)
8	適用又は延長期間		2 年間(令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 【スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)】 6. 第三の柱:オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタート

アップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。

○ この投資額は、過去 5 年間で 2.3 倍増(3,600 億円(2017 年)→8,200 億円(2021 年))であり、現在、8,000 億円規模 であるが、本 5 か年計画の実施により、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。

3. パッケージの方向性

○ スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、我が国では IPO が 8 割であり、圧倒的に IPO の比率が高い。M&A の比率を高めていくことが求められる。

○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。

【統合イノベーション戦略 2023(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定)】

第 1 章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション)

2. 科学技術・イノベーション政策の 3 つの基軸

(3)イノベーション・エコシステムの形成

③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (成長志向の資金循環形成)

オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。

【経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】

第 2 章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(3)スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

(スタートアップの推進と新たな産業構造への転換)

さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進

2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進

(6)オープンイノベーションの推進

①オープンイノベーションを促すための税制措置等

スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	1.経済構造改革の推進														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:2)へ高める。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>123</td> <td>113</td> <td>129</td> <td>228</td> <td>367</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の数値の考え方は以下のとおり(適用額、減収額についても同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度から2022年度は、経産省調査による。 ・2023年度以降の件数は、スタートアップ育成5か年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍超の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率(63%)をもとに試算。 ・2023年度以降については、M&A型の適用見込み件数を上乘せ。具体的には、2017～2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算(出典:INITIAL)。 	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	件数(件)	123	113	129	228	367	592
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025											
件数(件)	123	113	129	228	367	592											
		② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>149</td> <td>378</td> <td>588</td> <td>919</td> </tr> </tbody> </table> <p>・2020年度、2021年度の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)による。2022年度以降は推定。</p>	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	適用額(億円)	56	88	149	378	588	919
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025											
適用額(億円)	56	88	149	378	588	919											
		③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推定減収額(億円)</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>44</td> <td>112</td> <td>174</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人実効税率を29.74%として試算</p>	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	推定減収額(億円)	17	26	44	112	174	272
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025											
推定減収額(億円)	17	26	44	112	174	272											

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:創設時～令和5年4月) ○事業法人によるスタートアップ投資額(出典:INITIAL)</p> <p>2019年 1,817億円 2020年 1,870億円 2021年 2,266億円 2022年 2,318億円</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は2022年の1年間で約398億円であり、これは2022年の事業会社等による国内スタートアップ投資全体の約17%にあたる。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定程度貢献している。スタートアップ育成5か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍超にする目標を掲げている中、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進する措置が必要である。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資額は押し上げられていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資やM&Aを受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による租税減を是認するに足る効果が存在している。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政府では、「スタートアップ5か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。</p> <p>スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとのオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップのM&Aを促進することは重要である。</p> <p>こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ5か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startupやオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&Aを促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップM&Aの阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であ</p>

			り、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置する事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年12月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	大企業向け賃上げ促進税制	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 6) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動))(地方税 7)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】	【 単独 ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告を提出する事業者が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は令和5年から令和6年の各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から3%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる。</p> <p>さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乘せされる。</p> <p>①継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から4%以上増加している場合は10%上乘せ</p> <p>②教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から20%以上増加している場合は5%上乘せ</p> <p>なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。</p> <p>ただし、その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限る。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつなげる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。</p> <p>加えて、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を強化するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設する。</p> <p>さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p>	

		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4) ・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、租税特別措置法施行令第27条の12の5) ・地方税(地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項)
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期：令和5年9月</p> <p>分析対象期間：「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。</p>
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 創設： 所得拡大促進税制(給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%を税額控除)の創設。適用期限は平成27年度末。 ・平成26年度 拡充及び延長： 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の2年延長。 ・平成27年度 拡充： 給与等支給額の総額増加要件の緩和。 ・平成29年度 拡充： 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。 ・平成30年度 創設： 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制(給与等支給額の前年度からの増加額の15%又は20%を税額控除)の創設。適用期限は令和2年度末。 ・令和2年度 延長・見直し： 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。 ・令和3年度 延長・見直し： 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。 ・令和4年度 延長・見直し： 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。控除率の拡充。
8	適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2023(抜粋) 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 1. 本基本方針の考え方 「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂</p>

		<p>げる。また、社会全体で子ども・子育てを支える社会の構築や全ての子どもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成)</p> <p>中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(抜粋)</p> <p>I. 資本主義のバージョンアップに向けて</p> <p>1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方 新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。 (中略)</p> <p>3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現 新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。</p> <p>III. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正 ② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 賃上げに関する企業の計画的な検討を促進するとともに、賃上げを行う企業の裾野の拡大を後押し、「構造的・持続的な賃上げ」を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現に取り組む。</p>																				
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>6,126</td> <td>6,546</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>2,279</td> <td>1,900</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p>	年度	令和2	3	4	5	法人税	6,126	6,546	精査中	精査中	所得税	2,279	1,900	精査中	精査中					
年度	令和2	3	4	5																			
法人税	6,126	6,546	精査中	精査中																			
所得税	2,279	1,900	精査中	精査中																			
		② 適用額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>818</td> <td>980</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>5,285</td> <td>4,798</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p>	年度	令和2	3	4	5	法人税	818	980	精査中	精査中	所得税	5,285	4,798	精査中	精査中					
年度	令和2	3	4	5																			
法人税	818	980	精査中	精査中																			
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中																			
		③ 減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>818</td> <td>980</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>5,285</td> <td>4,798</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p>	年度	令和2	3	4	5	法人税	818	980	精査中	精査中	所得税	5,285	4,798	精査中	精査中					
年度	令和2	3	4	5																			
法人税	818	980	精査中	精査中																			
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額※は堅調に上昇。</p> <p>(平成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年</th> <th>27 年</th> <th>28 年</th> <th>29 年</th> <th>30 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>万円</td> <td>415</td> <td>420</td> <td>422</td> <td>432</td> <td>441</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>万円</td> <td>446</td> <td>433</td> <td>443</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額（各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額）。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 賃上げは、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成</p>		26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	万円	415	420	422	432	441		元年	2 年	3 年	万円	446	433	443
	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年																		
万円	415	420	422	432	441																		
	元年	2 年	3 年																				
万円	446	433	443																				

			25年度から令和3年度までの9年間で約90万件の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約2.3兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	日本経済を成長軌道に乗せるための要は「新しい資本主義」の実現であり、そのために「成長と分配の好循環」の実現が重要。政府方針として、最重要課題として所得の向上につながる賃上げを促していくこととしており、成長の果実を従業員に分配し、そして未来への投資である賃上げが原動力となって、更なる成長につながるという好循環の実現に資するものであることから、本税制による税収減は是認される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「成長と分配の好循環」による持続可能な経済の実現に向けて、特定の産業・業種を問わず、賃上げの原資が確保できている全ての企業に対して賃上げを促していくことが必要であり、全国遍く政策効果を行き渡らせる観点から、地方公共団体の協力が不可欠。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価: 令和4年2月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税8)(登録免許税:外)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく事業の用に供するため、不動産の取得又は建物の建築をした場合に、所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の税率を軽減する。 ・所有権の保存登記 1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4) ・所有権の移転登記 1,000 分の 13 (本則 1,000 分の 20)
			《要望の内容》 軽減措置の適用期限(令和6年3月31日)を2年間延長する。
			《関係条項》 租税特別措置法第81条
5	担当部局		経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 平成30年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯		平成26年度創設、平成28年度延長、平成30年度延長、令和2年度延長、令和4年度延長
8	適用又は延長期間		2年間(令和6年4月～令和8年3月)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たす一方で、人口減少や少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会情勢の変化に十分に対応できるものとなっていないという問題が全国的に深刻化している状況に鑑みると、中心市街地の活性化は、単に一地域の問題ではなく国として取り組むべき重要課題である。 こうした考え方のもと、平成10年に中心市街地活性化法を制定して以来、国の施策として政府が一体となって中心市街地の活性化を推進する事業に取り組んでおり、平成18年には、国としての取組を一層強化すべく、国の責任主体として中心市街地活性化本部を内閣府に設置するとともに、当該本部を中心に関係省庁が緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開するための法改正を行った。 さらに、平成26年の法改正では、少子高齢化の進展や都市機能の

		<p>郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加等による商機能の衰退に歯止めが掛からない状況を踏まえ、「日本再興戦略」において定められた取組の実施に向けて、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指す民間事業者による事業計画を認定し、重点支援を行う制度を創設した。</p> <p>平成 26 年の法改正においては、附則に「（前略）平成 36 年（令和 6 年）3 月 31 日までの間、この法律による改正後の中心市街地活性化に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されたことを踏まえ、本年 5 月、内閣府において中心市街地活性化評価・推進委員会を設置。法の施行状況をレビューするとともに、中心市街地に係る現状と課題等を踏まえ「まちの顔」とも言うべき中心市街地の更なる活性化方策の検討を行うため、中間論点整理を行ったところ。全国の地方自治体が中心市街地の活性化に取り組みやすくなるよう、中心市街地の認定の仕組みそのものを、実情を踏まえつつ大胆に見直しを行うとして、引き続き検討を行っている。</p> <p>上記のような制度見直しを念頭に、本制度に基づく重点支援施策により、魅力ある商業施設等の整備を強力に促し、民間投資を喚起させ、中心市街地の活性化に繋げるため、重点支援施策の一翼である本租税特別措置を延長する必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置の適用対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業（S 特事業）は、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指すものである。本事業の認定に際しては、①来訪者数、②売上高、③雇用人数のいずれかについて数値目標を達成する取組を行うことが要件となっている。</p> <p>法制度上は上記 3 指標のいずれかの達成を求めているところであるが、上記 3 指標はいずれも中心市街地活性化に重要な要素であるため、本措置の適用においては、S 特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から 5 年間、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の 3 指標について経済産業大臣に毎年度の報告をすることが義務付けられている。本措置の適用においては、施設整備後の報告書において、「年間来訪者数」「年間売上高」「年間平均雇用人数」の基準を全てクリアする事業者の割合を 100%とすることを目標としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、全国の中心市街地における社会・経済状況の変化を踏まえ、国の中心市街地活性化制度を活用する認定市町村における中心市街地を中心に、多世代が暮らし、働く場づくりなど、将来を見据えた再生を図る取組を支援するため、関係省庁の連携した取組の強化を図る必要があるとされているとともに、地域へのインパクト・波及効果の高い事業への重点支援等により民間投資を促進することとされている。</p>

			<p>る。</p> <p>また、本方針を踏まえた「中心市街地活性化促進プログラム」(令和2年3月23日中心市街地活性化本部決定)においても、社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略に取り組む必要があるとされている。中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、中心市街地の来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するものである。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。</p> <p>当該事業は、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組を支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p> <p>本租税特別措置等は、建物等の取得に係るコストを低減し、中心市街地全体の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、当該事業の採算性を向上させるとともに、中心市街地に更なる民間投資を呼び込む効果をもたらすための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を確かなものとするとともに、担い手を呼び込むことを目的としている。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成27年度:6件 平成28年度:1件 平成29年度:1件 平成30年度:1件 令和元年度:3件 令和2年度:1件 令和3年度:0件 令和4年度:0件 令和5年度:1件(見込) (経済産業省推計)</p>
		② 適用額	<p>平成27年度:4,446.0百万円 平成28年度:331.0百万円 平成29年度:119.0百万円 平成30年度:242.0百万円 令和元年度:1,185.5百万円 令和2年度:134.8百万円 令和3年度:適用なし 令和4年度:適用なし 令和5年度:4,380百万円(見込) (経済産業省推計) ※事業計画の工事費等から推計</p>

		③ 減収額	平成 27 年度: 887.9 万円 平成 28 年度: 66.2 万円 平成 29 年度: 23.9 万円 平成 30 年度: 242.6 万円 令和元年度: 237.1 万円 令和 2 年度: 27.0 万円 令和 3 年度: 適用なし 令和 4 年度: 適用なし 令和5年度: 876 万円(見込) (経済産業省推計)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 S 特事業の実施者は、商業施設等を整備した次年度から報告することが義務づけられており、令和 5 年 4 月 1 日現在、10 事業者について報告書の提出が必要とされている。 令和 5 年度に提出された R4 年度分報告書によれば、この 10 事業のうち「年間来訪者数」の目標を達成した事業者数は 9 事業(90%)、「年間売上高」の目標を達成した事業者数は 6 事業(60%)、「年間平均雇用人数」の目標を達成した事業者は 3 事業(30%)という達成状況であった。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置で特定民間中心市街地経済活力向上事業(S 特事業)のイニシャルコストを軽減し、中心市街地全体の魅力向上と賑わい創出を目的とする事業を実施することで、民間事業者による経済波及効果の高いプロジェクトの効果を高め、更なる民間投資を呼び込む効果が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	平成 26 年の中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。 中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まない状況の中、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような民間プロジェクトに対して支援することで、中心市街地全体に波及する効果が期待されるため。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域経済を牽引する中心市街地において、高度な機能を有し魅力ある商業施設等を整備するような取組に対して本措置を重点支援施策の一つとして講ずることが、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととなる。 本措置は、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするものではなく、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済波及効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで適用するものであるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る上で、必要最小限の措置となっている。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>〈政策金融(低利融資)〉</p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売商業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民)
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
12	有識者の見解	<p>(参考)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会) <抜粋></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。 <p>今後の中心市街地活性化政策に関する勉強会(平成 30 年 2 月 19 日、第二回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資を郊外ではなく中心部に集約することに、中心市街地活性化政策の意義がある。 ・地方都市に投資しようという流れが縮小している。地域ごとの色が出るような開発の誘導が必要ではないか。 <p>中心市街地活性化の今後の議論に向けて～新しい時代の「まちなか再生」～ 中間論点整理(令和5年 8 月、内閣府中心市街地活性化評価・推進委員会) <抜粋></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化については、国として、長年、多様な支援措置を通じ、様々なハード整備やソフト面の取組を後押ししてきたが、社会状況の急激な変化に歯止めがかかっていない。 ・都市機能の中心となる公共施設は一定程度まちなかに集積する一方で、小規模な空き地・空き店舗等の低未利用不動産が「スポンジ」のようにランダムに発生し、周辺の事業活動への悪影響や、防災上の安全性の低下が懸念される事態につながっており、地域によっては、周辺の事業活動への悪影響も見られている。 ・中心市街地には築数十年以上経つ民間ビル、共同店舗や個店が多く存在し、建物の老朽化が進んでいるところ、民間所有者によるリノベーションや建替えの体力が課題となっている。 ・少子高齢化・人口減少に加え、新型コロナの影響の長期化を受け、全国的に、域の核となる大型商業施設の撤退が続き、その施設や跡地の利用が課題。 ・中心部への投資の観点からも改めて中心市街地の意義を見直すべきである。イギリスでは、中心市街地の投資先としての再利用こそが、都市としての「持続可能性」を高めると考えられている。歴史・文化があり、すでに一定の官民ストックの集積が見られる「まちなか」を核として地域を再生させていくことは、最小限の投資で地域のエリア価値を高め、税収の増加にもつながる正のスパイラルをもたらすものである。 ・潜在的ポテンシャルを有する中心市街地を再生することは、地域経 	

		<p>済の持続可能性を確保し、地方都市及びその周辺地域、ひいては我が国全体の発展に資すると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方都市においても活発な投資が行われるようリスクマネジメントを念頭に置いた『公民共創』や、民間資本によるまちなかへの投資喚起が図られる視点が大事である。 ・地域の核となる百貨店等の撤退が大きな課題となっている。老朽化した商業施設の改修・利活用等を図る必要があるのではないか。
13	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		GX 分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討(戦略物資生産基盤税制)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税15) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税6)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税15)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 ・中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資(戦略物資)について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じる。 ・本税制について、税額控除の繰越制度を講じる。
			《関係条項》 —
5	担当部局		経済産業省経済産業政策局産業創造課 経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年4月～令和9年3月
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		長期間にわたる適用期間を措置する。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。
			《政策目的の根拠》 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)において、「成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要」とされている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日)</p> <p>各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中長期的な経済成長を牽引するGX分野を中心に、DXや経済安保等の観点も踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につながる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。</p>
		① 適用数	精査中
		② 適用額	精査中
10	有効性等	③ 減収額	精査中
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなるため、企業による国内外の新たな需要の獲得を後押しするとともに、企業の収益性を高め、日本国内への企業立地・投資を推進することができる。</p>

		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置を講じることにより、GX 分野等における戦略物資に関する国内立地・投資が促進するとともに、企業の新たな需要開拓を後押しすることによって、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。</p> <p>GX 分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。</p> <p>例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国においては、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10 年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、こうした海外の政策動向の変化に対応することができなければ、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業競争力や立地拠点としての競争力を喪失することになりかねない状況。各国と遜色ない措置を講じることで、対象商品の国内での生産を維持・拡大することが、我が国の産業競争力強化・経済成長に資する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		② 地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置は、地方を中心とした日本国内への企業立地・投資を促進し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 20) 法人住民税、法人事業税:義(地方税 22)(自動連動)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合 ^(※) の準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。 (※)探鉱法人の場合は出資額の 50% 開発法人の場合は出資額の 20%	
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。	
		《関係条項》 ○租税特別措置法第 55 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条 ○地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号	
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:令和 2 年度～令和 7 年度	
7	創設年度及び改正経緯	【年度】	【要望等の内容】
		昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設(3 年間)
		昭和 42 年度	延長(2 年間)
		昭和 44 年度	延長(2 年間)
		昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間)
		昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3 年間)
		昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組
		昭和 49 年度	延長(2 年間)
		昭和 51 年度	延長(2 年間)(開発の積立率:50%→40%)
		昭和 53 年度	延長(2 年間)
		昭和 55 年度	延長(2 年間)
		昭和 57 年度	延長(2 年間)
		昭和 59 年度	延長(2 年間)
		昭和 61 年度	延長(2 年間)
		昭和 63 年度	延長(2 年間)
		平成 2 年度	延長(2 年間)
		平成 4 年度	延長(2 年間)
		平成 6 年度	延長(2 年間)
		平成 8 年度	延長(2 年間)
		平成 10 年度	延長(2 年間)(開発の積立率:40%→30%)

		<p>平成 12 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 14 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 16 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 18 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 20 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:100%→90%) (石炭、木材を除外)</p> <p>平成 24 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 26 年度 延長(2 年間)</p> <p>平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:90%→70%)</p> <p>平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:70%→50%) (開発の積立率:30%→20%)</p> <p>令和 2 年度 延長(2 年間)</p> <p>令和 4 年度 延長(2 年間)</p>
8	適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2030 年度の一次エネルギー供給においても合計約 5 割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。</p> <p>こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。</p> <p>2023 年 5 月に開催された G7 広島首脳サミットにおいても、各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、ネット・ゼロという共通目標につなげることや、ガス部門への投資が現下の危機及びこの危機により引き起こされる将来的なガス市場の不足に対応するために適切であることが認識されている。</p> <p>我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。</p> <p>また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。</p> <p>エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。</p>

《政策目的の根拠》

○経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(3)エネルギー安全保障の強化

ロシアのウクライナ侵略によって国際的なエネルギー市場が混乱する中、我が国では、エネルギー価格の高騰や国内における電力やガスの需給ひっ迫の懸念など、エネルギー危機が危惧される緊迫した状況にある。安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、脱炭素化の取組とともに、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある。

世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行うほか、政府系機関を通じた支援強化の取組を進める。加えて、アジア各国と連携した LNG の確保などアジア全体でのエネルギーの安定供給を図るとともに、同志国等との協調などを通じて重要鉱物の安定供給の確保に取り組む。

また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組む。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)

IV. GX・DX 等への投資

2. GX・エネルギー安全保障

(1)エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組

⑥資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化

i) 資源の安定供給確保

不確実性が高まる LNG 市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄が困難という LNG の性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰 LNG を構築する等、政策を総動員して安定供給確保を目指す。

○G7 広島首脳コミュニケ(2023年5月20日)(仮訳)

<エネルギー>

パリ協定の我々のコミットメントに合致した形で、エネルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、ロシアのエネルギーへの依存からのフェーズアウトを加速すること、及びエネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影響に対処することが必要である。この文脈において、我々は、液化天然ガス(LNG)の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。

○GX 実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)

2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組

(2)今後の対応

6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化

ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。

○エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定)

5.2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進

カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。

こうした状況を踏まえ、①足下に必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。

②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進

石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言や2021年4月の2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。

こうした中であっても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率(2019年度は34.7%)を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げることを目指す。

⑥ 鉱物資源の確保

		<p> 鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギーの有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。 </p> <p> これまで国は、JOGMECを通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組むつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。 </p> <p> 国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたりリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。 </p> <p> レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。 </p> <p> こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率(2018年度は50.1%)については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。 </p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年までに 80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計(経産省)及び貿易統計(財務省)による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																																										
10	有効性等	<p>① 適用数 (単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="603 1556 1332 1657"> <tr> <td>年度</td> <td>令和 2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>※令和 2、3 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 211 回国会提出)における実績を引用。 ※令和 4 年度～令和 7 年度については、令和 2、3 年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p> <p>② 適用額 (単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="603 1881 1332 1982"> <tr> <td>年度</td> <td>令和 2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>13</td> <td>85</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> </tr> </table>	年度	令和 2	3	4	5	6	7	区分							適用件数	2	2	2	2	2	2	年度	令和 2	3	4	5	6	7	区分							適用額	13	85	49	49	49	49
年度	令和 2	3	4	5	6	7																																						
区分																																												
適用件数	2	2	2	2	2	2																																						
年度	令和 2	3	4	5	6	7																																						
区分																																												
適用額	13	85	49	49	49	49																																						

		<p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p>																					
③	減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>2.9</td> <td>19.7</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>地方税 (法人住民税)</td> <td>0.2</td> <td>1.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p>	年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7	国税	2.9	19.7	11.3	11.3	11.3	11.3	地方税 (法人住民税)	0.2	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8
年度 区分	令和 2	3	4	5	6	7																	
国税	2.9	19.7	11.3	11.3	11.3	11.3																	
地方税 (法人住民税)	0.2	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8																	
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガス自主開発比率 令和2年度:40.6% 令和3年度:40.1% 令和4年度:33.4%</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)自給率 令和2年度:50.4% 令和3年度:45.8%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、令和元年度～令和3年度の平均で2社、また、本制度の適用額は、令和元年度～令和3年度の平均で約54億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約8億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																					
⑤	税収減を是認する理由等	<p>石油・天然ガスや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根</p>																					

			<p>本的な脆弱性を抱えている。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じ独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。</p> <p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネル</p>

			<p>ギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(租税特別措置法第58条第13項)。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>石油・天然ガスや金属鉱物といった資源について安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税及び法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 経産 03)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 23) (登録免許税:外)		
		② 上記以外の税目	—		
3	要望区分等の別		【延長】 【単独】		
4	内容		《現行制度の概要》		
			(1) 対象者 創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた事業を営んでいない個人及び創業後 5 年未満の者		
			(2) 軽減措置		
			① 事業を営んでいない個人が、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置		
			② 創業後 5 年未満の創業者が株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の設立に要する登録免許税の軽減措置		
		租税特別措置法第 80 条第 2 項	措置の内容	通常の税率・額	強化法の特例
		1 号	株式会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)
		2 号	合名会社 合資会社の設立	6 万円	3 万円
		3 号	合同会社の設立	0.7%	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)
		《要望の内容》 適用期限を 2 年間の延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。			
		《関係条項》 租税特別措置法第 80 条第 2 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 4 項			
5	担当部局		中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課		

6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:平成30年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯		平成26年1月20日 創設 平成28年4月1日 拡充(地域の創業の好循環効果を生み出すという観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加) 平成30年4月1日 2年間延長 令和2年4月1日 2年間延長 令和4年4月1日 2年間延長
8	適用又は延長期間		令和6年4月1日～令和8年3月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本の開業率は、令和元年度時点で4.2%と、米国・英国の半分以下となっており、引き続き更なる創業の促進に向けた施策が必要である。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の活性化に繋がっていない。そのため、地域の需要を捉え、地域に密着した創業者を増やし、地域経済を活性化させていくことが重要である。 令和2年7月17日に閣議決定されている成長戦略フォローアップ2020では、開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指すことが示されている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○成長戦略フォローアップ2020(令和2年7月17日閣議決定) 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す</p> <p>○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) (創業支援等事業の実施に関する指針) 第二百二十六条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>○創業支援等事業の実施に関する指針(平成二十六年総務省、経済産業省告示第一号) 一 目的 この指針は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。)第二百二十六条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 開業率が米国・英国レベルの10%台になることを目指す。</p> <p>『成長戦略フォローアップ2020』(令和2年7月17日閣議決定) 《KPI》開業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す</p> <p>※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の創業を総合的に支援し、成長戦略でも掲げられている中長期的に開業率を英米並み(10%程度)にさせ、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につなげていく。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>・実績</p> <p>令和2年度 1,388件 令和3年度 1,958件 (出典:法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 2,078件 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時点)</p> <p>・将来の推計</p> <p>令和5年度 2,531件 令和6年度 3,085件 令和7年度 3,761件</p>
		② 適用額	<p>・実績</p> <p>令和2年度 89.2百万円 令和3年度 127.3百万円 (出典:法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 137.3百万円 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時点)</p> <p>・将来の推計</p> <p>令和5年度 168.2百万円 令和6年度 206.1百万円 令和7年度 252.6百万円</p>
		③ 減収額	<p>・実績</p> <p>令和2年度 89.2百万円 令和3年度 127.3百万円 (出典:法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額) 令和4年度 137.3百万円 (出典:経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和5年7月時点)</p> <p>・将来の推計</p> <p>令和5年度 168.2百万円 令和6年度 206.1百万円 令和7年度 252.6百万円</p>

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>・開業率</p> <p>令和3年度 4.4% 令和2年度 5.1% 令和元年度 4.2% 平成30年度 4.4% 平成29年度 5.6% 平成28年度 5.6% 平成27年度 5.2% 平成26年度 4.9% 平成25年度 4.8% 平成24年度 4.6% 平成23年度 4.5% 平成22年度 4.5% 平成21年度 4.7%</p> <p>(出典:厚生労働省資料 雇用保険事業年報)</p> <p>・開業率</p> <p>令和2年 4.4% 令和元年 4.4% 平成30年 4.4% 平成29年 4.5% 平成28年 4.4% 平成27年 4.3% 平成26年 4.2% 平成25年 3.8% 平成24年 3.6% 平成23年 3.5% 平成22年 3.4%</p> <p>(出典:法務省資料 民事・訟務・人権統計年報 及び 国税庁資料 国税庁統計年報書)</p> <p>我が国の開業率は米国・英国と比較すると半分程度にとどまっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達が挙げられている。</p> <p>一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。また我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させるとともに、予算措置、金融措置等を合わせて講じることによって、他の先進国並みでの創業を可能とする環境を整備し、創業を促進する。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>我が国における創業手続きにかかるコストは他の先進国と比べて高いことから株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることにより、創業期の資金調達コストを低減させる。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化に繋がる。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、我が国における創業の拡大や事業成長を支援するために、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけている「特定創業支援等事業」の修了者を支援するものである。</p> <p>本措置により、新たに事業を行う際に要する費用を軽減することで創業等を支援していくことは、我が国の産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借入を支援するものである。また日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は無担保・無保証人で融資措置が受けられるものである。</p> <p>本措置は、創業手続きにかかるコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することで創業促進を図る。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 24) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税 8)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 1.5%以上増加している場合、その中小企業者等の雇用者給与等支給増加額の 15%を税額控除できる。 さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が加算される。 ① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から 2.5%以上増加している場合は 15%加算 ② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から 10%以上増加している場合は 10%加算 なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の 20%を限度とする。	
		《要望の内容》 今年の 30 年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものにせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。 加えて、赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を設ける。 さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。	
		《関係条項》 ・所得税(租税特別措置法第 10 条の 5 の 4、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4) ・法人税(租税特別措置法第 42 条の 12 の 5、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 5) ・法人住民税(地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、第 292 条第 1 項第 4 号、地方税法附則第 8 条第 12 項)	
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課	
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和 5 年 9 月	

	象期間		分析対象期間：「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成 25 年度 新設</p> <p>平成 26 年度 延長(平成 29 年度末まで)、 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等)</p> <p>平成 27 年度 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和)</p> <p>平成 28 年度 拡充(雇用促進税制との併用禁止解除)</p> <p>平成 29 年度 拡充(中小企業に対する控除率の強化)</p> <p>平成 30 年度 延長(令和 2 年度末まで)、 拡充(要件見直し、基準年度の撤廃)</p> <p>令和 3 年度 延長(令和 4 年度末まで)、 拡充(継続雇用者要件から給与総額要件に変更)</p> <p>令和 4 年度 延長(令和 5 年度末まで)、 拡充(要件見直し、控除率の強化)</p>
8	適用又は延長期間		「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むことで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023 第 2 章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 今年の春季労使交渉の賃上げ率は約 30 年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。</p>

			<p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正</p> <p>② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。</p> <p>i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進 中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。</p> <p>ii) 中小・小規模企業が生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国全体の家計所得の増大に取り組む。</p>

10	有効性等	① 適用数	(単位:件)						
			年度	平成 26	27	28	29	30	令和1
		法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583	
		所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	15,078	
		年度	令和2	3	4	5	6	7	
法人税	93,229	131,517	精査中	精査中	精査中	精査中	精査中		
所得税	11,318	16,274	精査中	精査中	精査中	精査中	精査中		
		※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中							
		② 適用額	(単位:億円)						
			年度	平成 26	27	28	29	30	令和1
		法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153	
		所得税	17	35	44	55	70	34	
			年度	令和2	3	4	5	6	7
		法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中	
		所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中	
		※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中							
		③ 減収額	(単位:億円)						
			年度	平成 26	27	28	29	30	令和1
		法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153	
		所得税	17	35	44	55	70	34	
			年度	令和2	3	4	5	6	7
		法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中	
		所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中	
		※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中							
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP 統計」						
			年度	平成 28	29	30	令和元	2	3
		雇用者報酬 (兆円)	268	274	282	288	284	289	
			年度	平成 22	23	24	25	26	27
		雇用者報酬 (兆円)	251	252	251	253	258	262	

(参考1:達成目標の一要素としての「賃上げ率」)

平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和5年度は 30 年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにする事なく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

※春季生活闘争による賃上げ率／従業員数 300 人未満企業／日本労働組合総連合会「第 7 回(最終)回答集計」

年	令和元	2	3	4	5
賃上げ率(%)	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

年	平成 26	27	28	29	30
賃上げ率(%)	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99

年	平成 22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.47	1.53	1.52	1.53

(参考2:達成目標の一要素としての「雇用者数」)

総務省の労働力調査によると、従業員数 500 人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。

※雇用者数／従業員数 500 人未満企業※非農林業／総務省「労働力調査」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者(万人)	3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501

年度	平成 22	23	24	25	26	27
雇用者(万人)	3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468

○個人消費の拡大

※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)名目／内閣府「GDP 統計」

年度	平成 28	29	30	令和元	2	3
家計最終消費(兆円)	243	249	252	250	231	240

年度	平成 22	23	24	25	26	27
家計最終消費(兆円)	230	230	232	242	242	245

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

			賃上げや雇用増を通じた所得の向上は、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成 25 年度から令和 3 年度までの 9 年間で約 90 万件の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約 2.3 兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。
		⑤ 税込減を是認する理由等	賃上げ、雇用増によるマクロの所得の向上を促すことで、個人消費の拡大、成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらす効果が期待される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「我が国雇用の 7 割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらすことが重要。</p> <p>そのため、地域全体として雇用を守りつつ、賃金引き上げの環境整備を行うことは、地域を問わず取り組んでいくべき課題であるから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価：令和4年2月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等(エンジェル税制)の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外(国税 25)
		② 上記以外の税目	個人住民税:外(地方税 38)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>エンジェル税制とは、スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇を行う制度であり、投資時点と売却時点のいずれの時点でも税制優遇を受けることが可能。</p> <p>【エンジェル投資を行った年の措置】</p> <p>※下記のいずれかの措置の適用を確定申告において申告。 ※各措置において、その他個人投資家要件・企業要件が別途存在。 ※経済産業大臣より認定された投資事業有限責任組合(LPS)による契約に従って取得した株式や少額電子募集取扱業者の募集の取扱いにより取得した株式を発行する企業については、企業要件が一部緩和される。加えて、当該LPS等が企業要件の合致を確認し、当該企業に確認書を発行することを可能としている。</p> <p>優遇措置 A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : (投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除 ○控除上限額: 800万円かその年の総所得金額×40%のいずれか低い方 ○対象企業の設立年数要件: 5年未満 <p>優遇措置 B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額: なし ○対象企業の設立年数要件: 10年未満 <p>プレシード・シード特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額: なし(年間20億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件: 5年未満 <p>【自己資金の出資による起業を行った年の措置】</p>

		<p>※その他起業家要件・企業要件が別途存在。</p> <p>起業特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優遇内容 : 投資額をその年の株式譲渡益から控除 ○控除上限額: なし(年間 20 億円までは非課税) ○対象企業の設立年数要件: 1年未満 <p>【株式譲渡をした年の措置】</p> <p>未上場のスタートアップ株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降 3 年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)が可能。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>エンジェル税制は、令和 5 年度税制改正で、株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設したが、株式譲渡益が発生した年内に投資を行う必要がある等、課題が残る。</p> <p>創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては個人からの投資が引き続き重要であり、スタートアップに対する個人からの資金供給を促す観点から更なる利活用拡大のために必要な措置を講じる。具体的には、①株式譲渡益を元手とする再投資期間(現行は同一年内)の延長、②信託を活用して投資事業有限責任組合(LPS)に出資し、スタートアップに投資する場合の対象化等を検討する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、第 41 条の 19</p> <p>租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3</p> <p>租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11</p>
5	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年 8 月 分析対象期間: 令和元年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 9 年度 創設</p> <p>平成 12 年度 拡充(売却益圧縮の特例、対象要件の拡充)</p> <p>平成 14 年度 拡充(投資事業組合経由にも適用)</p> <p>平成 15 年度 拡充(取得費控除制度の創設、対象要件の拡充)</p> <p>平成 16 年度 拡充(経済産業大臣認定制度導入(認定対象: 投資事業有限責任組合のみ)、売却益圧縮特例の拡充)</p> <p>平成 17 年度 延長(売却益圧縮特例の延長)</p> <p>平成 19 年度 延長、拡充(売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充)</p>

		<p>平成 20 年度 拡充、縮減(所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止)</p> <p>令和 2 年度 拡充、縮減(対象要件の拡充、経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充(少額電子募集取扱業者の追加)、所得控除制度の縮減、申請書類の一部削減)</p> <p>令和 5 年度 拡充(株式譲渡益を元手とした創業間もないスタートアップへの再投資等に対する非課税措置の創設等、申請書類の一部削減)</p>
8	適用又は延長期間	期限の定めなし
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・エコシステムに循環させることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定) ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済構造改革の推進 7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進 (5)スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 ⑧スタートアップへの投資を促すための措置 令和 5 年度税制改正で措置した、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を活用し、創業者等の個人からスタートアップへの資金供給を促進する。</p> <p>⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国の VCT(Venture Capital Trust)では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置(投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税)が与えられており、年間約 1 兆円の個人資金が VCT に投資されている。VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性(VCT からの買戻し制度)や情報開示(四半期)にも配慮している。 こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム(日本版 VCT)の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個</p>

			人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とする。 (スタートアップ育成5か年計画、令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人からスタートアップの起業・投資を促進し、スタートアップの資金供給環境を整備する。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>【対象企業数】 令和元年度 : 278社 令和2年度 : 294社 令和3年度 : 404社 令和4年度 : 259社</p> <p>【個人投資家延べ人数】 令和元年度 : 2,724人 令和2年度 : 7,407人 令和3年度 : 14,704人 令和4年度 : 8,403人</p>
		② 適用額	<p>※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>令和元年度 : 約78億円 令和2年度 : 約89億円 令和3年度 : 約153億円 令和4年度 : 約119億円</p>
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和4年の国内スタートアップの資金調達額: 9,459億円 (令和5年7月14日時点、出典: INITIAL)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ※直近5年間の税制適用額の実績を記載 ※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。</p> <p>平成30年度: 約54億円 令和元年度 : 約78億円 令和2年度 : 約89億円 令和3年度 : 約153億円 令和4年度 : 約119億円</p>

		⑤ 税収減を是認する理由等	平成9年度の税制創設時から種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も税制の適用対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの成長を支援することは重要。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方のスタートアップ企業の利用促進にもつながる改正のため、地域経済の発展に資する政策である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討(カーボンニュートラルに向けた投資促進税制)	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税28) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税38)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)(国税28)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 産業競争力強化法に新たな計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ商品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置。	
		《要望の内容》 ①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望 ・技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第二条十四項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。	
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法施行令第五条の六の六 租税特別措置法施行規則五条の十二の三 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の七 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の七 租税特別措置法施行規則第二十条の十の三	
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室	
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和5年8月	

	象期間	分析対象期間: 令和3年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	令和3年度創設
8	適用又は延長期間	精査中
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》 第203回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説(令和2年10月26日)において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)において「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことが決定。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日) 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかねばならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかねばならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。</p>

10	有効性等	① 適用数	令和3年度適用実績 6件 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		② 適用額	令和3年度適用実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		③ 減収額	令和3年度実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 2021年度(令和3年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO2排出量の減少に寄与していく。
		⑤ 税込減を是認する理由等	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、脱炭素化効果が高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、 ①産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるもの限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年1月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度(イノベーションボックス税制)の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 29) 法人住民税:義(自動連動)(地方税 34)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。
			《関係条項》 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局		経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 5 年 8 月
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		期限の定め無し
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権でほごされたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。
			《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月 16 日閣議決定) 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (1)官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 (略)国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。(略)知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令

			<p>和5年6月16日閣議決定) IV.GX・DXへの投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み (3)横断的環境整備 ①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。</p> <p>○統合イノベーション戦略2023(令和5年6月9日閣議決定) 第1章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション) 2.科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) (略)知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	3.産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。</p>

10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>イノベーションボックス税制を導入し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することにより、我が国のイノベーション拠点としての競争力が強化されれば、高収益事業を国内に留めるとともに、さらなる知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すインセンティブとなるため、研究開発成果の事業化・社会実装が促進すると見込まれる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁(歳入税関庁)の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10% 増加させる効果が示されている。</p> <p>我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。</p> <p>現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。</p> <p>イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。実際、諸外国では 2000 年代より欧州を中心にイノベーションボックス税制が導入され、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制が無いことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きく、我が国の研究開発拠点としての立</p>

			<p>地競争力を強化することが急務。イノベーションボックス税制の導入により、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の研究開発拠点としての立地競争力向上や研究開発成果の事業化・社会実装は地域を問わず取り組むべき課題。本措置を通じて民間企業による無形資産投資を後押しすることにより、各地域の事業者における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、法人住民税:義、事業税:義(自動連動) (国税 30)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。	
		《要望の内容》 適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。	
		《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、租税特別措置法施行令第39条の21)	
5	担当部局	経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和元年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和55年度 適用期限設定(5年間)</p> <p>昭和60年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>昭和62年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成元年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成3年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成5年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成7年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成9年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成11年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成13年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成15年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成17年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成19年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成21年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>[平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]</p> <p>平成23年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外</p> <p>平成25年度 適用期限延長(2年間)</p> <p>平成27年度 適用期限延長(3年間)</p> <p>試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外</p> <p>平成30年度 適用期限延長(3年間)</p> <p>令和3年度 適用期限延長(3年間)</p>	

		試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外
8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>IV. GX・DX 等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進</p> <p>権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>■統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定)</p> <p>(3)イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大)</p> <p>第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBIR制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		3.産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
		③ 達成目標及びその実現による寄与
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金(益金)の額が減価償却の額(損金)を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。</p>

			このため、事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じ、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。																														
10	有効性等	① 適用数	<p>これまでの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。また、自動車、エネルギー、化学等、幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がりがつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <p>➢ 令和元～4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5～8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和5年度(見込み)</th> <th>令和6年度(見込み)</th> <th>令和7年度(見込み)</th> <th>令和8年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。 	年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数(組合数)	14	12	11	15	年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)	適用件数(組合数)	9	7	4	5										
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																													
適用件数(組合数)	14	12	11	15																													
年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)																													
適用件数(組合数)	9	7	4	5																													
		② 適用額	<p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>6,608</td> <td>1,429</td> <td>609</td> <td>985</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5年度～令和8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和5年度(見込み)</th> <th>令和6年度(見込み)</th> <th>令和7年度(見込み)</th> <th>令和8年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>1,129</td> <td>1,802</td> <td>156</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用額(経産省調査)に基づき記載。 	年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985	年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)	適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196										
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																													
適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985																													
年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)																													
適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196																													
		③ 減収額	<p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>90</td> <td>25</td> <td>124</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>198</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>408</td> <td>90</td> <td>39</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>176</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>872</td> <td>176</td> <td>188</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>	年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	法人税	90	25	124	77	法人住民税	198	27	10	5	法人事業税	408	90	39	23	地方法人特別税	176	34	14	9	合計	872	176	188	114
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																													
法人税	90	25	124	77																													
法人住民税	198	27	10	5																													
法人事業税	408	90	39	23																													
地方法人特別税	176	34	14	9																													
合計	872	176	188	114																													

		<p>➤ 令和5年度～令和8年度(将来) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>令和 7年度</th> <th>令和 8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>89</td> <td>141</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>210</td> <td>18</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※四捨五入の関係から合計数が一致しない。</p> <p>※算出方法等 令和元～3年度は以下のとおり算出 ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。 ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。 ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」より記載。 ・地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「地方法人特別税」より記載。 (令和2年度以降は、「特別法人事業税」で記載)</p> <p>令和4～8年度は以下のとおり推定 ・法人税:適用額×係数(33.8%)×税率(23.2%) ・法人住民税:法人税×税率(7.0%) ・法人事業税:適用額×係数(33.8%)×税率(7.0%) ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37%)</p> <p>なお、係数は令和元～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 (各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)</p>	年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	法人税	89	141	12	15	法人住民税	6	10	1	1	法人事業税	27	43	4	5	特別法人事業税	10	16	1	2	合計	131	210	18	23					
年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																																	
法人税	89	141	12	15																																	
法人住民税	6	10	1	1																																	
法人事業税	27	43	4	5																																	
特別法人事業税	10	16	1	2																																	
合計	131	210	18	23																																	
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>➤ 令和元年度～令和4年度 近年の事業費は、ほぼ横ばいである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事 業費(百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和5年度～令和8年度 将来の事業費は、増加傾向となる見込み。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>42,551</td> <td>44,718</td> <td>45,489</td> <td>46,260</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事 業費(百万円)</td> <td>747</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>771</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	1組合当たり事 業費(百万円)	955	718	726	686	組合数	56	55	57	55	区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260	1組合当たり事 業費(百万円)	747	771	771	771
区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																																	
事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703																																	
1組合当たり事 業費(百万円)	955	718	726	686																																	
組合数	56	55	57	55																																	
区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																																	
事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260																																	
1組合当たり事 業費(百万円)	747	771	771	771																																	

			組合数	57	58	59	60
			<p>※事業費、設立組合数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元～令和4年度は、令和4年4月までに設立された全組合について経産省調査(令和5年4月～6月実施)を基に算出。 ・令和5年度については、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成。 ・令和6年度以降については、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費は令和元～4年度の平均(771)としている。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。</p> <p>具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果＝①押し上げ額÷②減収額 ①押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 ②減収額＝利益法人の適用額×法人税率(23.2%)</p>				
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>令和5年度に実施したアンケートによれば、「(本税制がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>本税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少するだけでなく、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫する恐れがある。本措置により、技術研究組合の研究開発環境を整備することで、組合の新設や設備投資を後押しすることが可能であるため、共同研究や研究開発投資の促進に向けた当該税制の有効性は依然として高い。</p>				
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p>				

			<p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上(法人税法第 46 条)で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 32) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 37)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&A を実施した際、M&A 実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の 70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。	
		《要望の内容》 適用期限を 3 年延長する。(令和 9 年 3 月 31 日まで) 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。	
		《関係条項》 法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条 租税特別措置法施行規則第 21 条の 2 地方税 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号	
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:令和 3 年度～令和 8 年度	
7	創設年度及び改正経緯	令和 3 年度 創設	
8	適用又は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日まで	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。
			《政策目的の根拠》 中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を

			<p>進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の実産性の活性化(中堅・中小企業の実産性向上)</p> <p>地域経済を支える中堅・中小企業の実産性を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の実産性の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の実産性の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。</p> <p>また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・実産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業(いわゆるゼブラ企業など)の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の実産性向上等を通じた成長の促進に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の実産性
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性の底上げを実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置は、中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促すことができ、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性向上が図られる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>令和 3 年度 92 件</p> <p>令和 4 年度 98 件</p> <p>令和 5 年度 78 件</p> <p>令和 6 年度 精査中</p>

			<p>令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
		② 適用額	<p>令和3年度 3,287百万円 令和4年度 3,501百万円 令和5年度 2,787百万円 令和6年度 精査中 令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
		③ 減収額	適用額に同じ
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時(令和3年)から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&Aが全国的に活発化している中、事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性の底上げを実現することが重要。 一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性向上につながる効果も期待され、必要な措置である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>M&Aを図り、中小企業の実産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。</p>

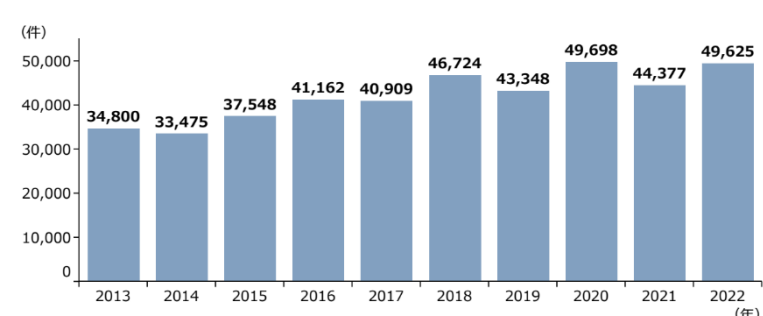
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。</p> <p>他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸する恐れがある中において中小企業の M&A を推進することは、良質な雇用や地域経済の維持等につながる効果も期待され、本税制措置の延長は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月 (R2 経産 12)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長																						
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 33・地方税 41) (登録免許税:外、不動産取得税:外)																					
		② 上記以外の税目	—																					
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】																						
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税及び不動産取得税を以下のとおり軽減する。</p> <p><登録免許税></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常税率</th> <th>計画認定による軽減税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">不動産の所有権移転の登記</td> <td>合併による移転の登記</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>分割による移転の登記</td> <td>2.0%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>その他の原因による移転の登記</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p><不動産取得税></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</th> <th>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地、住宅</td> <td>3.0%</td> <td rowspan="2">取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>4.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《要望の内容》 適用期限を2年延長する(令和8年3月31日まで)</p> <p>《関係条項》 (登録免許税) 租税特別措置法第80条第3項、租税特別措置法施行規則第30条の2第5項 (不動産取得税) 地方税法附則第11条第14項、地方税法施行令附則第7条第24項</p>			通常税率	計画認定による軽減税率	不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%	分割による移転の登記	2.0%	0.4%	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%		計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
	通常税率	計画認定による軽減税率																						
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%																					
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%																					
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%																					
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)																						
土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の1/6に相当する額を控除																						
住宅以外の家屋	4.0%																							
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課																						

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期： 令和 5 年 8 月 分析対象期間： 令和 3 年度～令和 7 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年間延長 令和 4 年度 2 年間延長
8	適用又は延長期間	令和 7 年度末まで
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と同規模存在している。 このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） 第 2 章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上） 地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。 また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の</p>

			<p>支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等呼び込む中小企業(いわゆるゼブラ企業など)の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業承継にあたり、親族以外に事業承継(事業譲渡や M&A など)し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しする。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p><登録免許税> 令和3年度 3件(実績) 令和4年度 1件(実績) 令和5年度 2件(推計) 令和6年度 2件(推計) 令和7年度 2件(推計) ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計</p> <p><不動産取得税> 令和3年度 5件(実績) 令和4年度 1件(実績) 令和5年度 3件(推計) 令和6年度 3件(推計) 令和7年度 3件(推計) ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計</p>
		② 適用額	<p><登録免許税> 令和3年度 30百万円(推計) 令和4年度 3百万円(推計) 令和5年度 16百万円(推計) 令和6年度 16百万円(推計) 令和7年度 16百万円(推計) ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計</p> <p><不動産取得税></p>

			<p>令和3年度 6百万円(推計) 令和4年度 4百万円(推計) 令和5年度 5百万円(推計) 令和6年度 5百万円(推計) 令和7年度 5百万円(推計) ※令和3年度、令和4年度認定実績を基に推計</p>
		③ 減収額	適用額に同じ
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p>  <p>(資料: 東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたコストを軽減することで第三者への事業承継を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる事となる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するには、中小企業・小規模事業者の全てに政策効果が行き渡り得る税制による措置を講ずることが適当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、事業承継・事業引継ぎ推進事業等の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形</p>

			態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>事業承継にあたり、親族以外に事業承継(事業譲渡や M&A など)し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。</p> <p>本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長は地方公共団体にとっても重要。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 3 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 34・地方税 43(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	(国税 34・地方税 43(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を 2 年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5)</p> <p>法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)</p>
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:平成 29 年度～令和 7 年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで)</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末まで)</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで)</p> <p>平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで)</p> <p>平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(平成 30 年 3 月末まで)</p> <p>平成 30 年度 2 年間の延長(令和 2 年 3 月末まで)</p> <p>令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(令和 4 年 3 月末まで)</p> <p>令和 4 年度 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長(令和 6 年 3 月末)</p>
8	適用又は延長期間		令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成29年度 531,317件</p> <p>平成30年度 549,940件</p> <p>令和元年度 586,013件</p> <p>令和2年度 643,069件</p> <p>令和3年度 665,130件</p> <p>令和4年度 703,708件</p> <p>令和5年度 744,523件</p> <p>令和6年度 787,705件</p> <p>令和7年度 833,392件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)</p> <p>※平成29年度～令和3年度は実績値。令和4年度～令和7年度は平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算。</p>
		② 適用額	<p>平成29年度 3,021億円</p> <p>平成30年度 3,148億円</p> <p>令和元年度 3,415億円</p> <p>令和2年度 3,607億円</p> <p>令和3年度 3,751億円</p> <p>令和4年度 3,961億円</p> <p>令和5年度 4,191億円</p> <p>令和6年度 4,434億円</p>

		<p>令和 7 年度 4,691 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成 29 年度～令和 3 年度は実績値。令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。</p>																																								
③	減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>290</td> <td>37</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>302</td> <td>39</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>325</td> <td>23</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>316</td> <td>22</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>342</td> <td>24</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>362</td> <td>25</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>383</td> <td>27</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>405</td> <td>28</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>429</td> <td>30</td> <td>177</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位: 億円</p> <p>(出典) 平成 29 年度～令和 3 年度の法人税は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)からの実績値。 令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。</p>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	H29	290	37	119	H30	302	39	125	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	362	25	150	R5	383	27	158	R6	405	28	167	R7	429	30	177
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																							
H29	290	37	119																																							
H30	302	39	125																																							
R1	325	23	134																																							
R2	316	22	131																																							
R3	342	24	141																																							
R4	362	25	150																																							
R5	383	27	158																																							
R6	405	28	167																																							
R7	429	30	177																																							
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率</p> <p>平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7%</p> <p>(参考)資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和 2 年度 16.9% 令和 3 年度 16.5%</p> <p>(出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算</p>																																								

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3経産07)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(印紙税:外)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 株式会社日本政策金融等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合に必要となる印紙税を非課税とされている。
			《要望の内容》 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。
			《関係条項》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号
5	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課 中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。 措置された当初、令和3年1月末となっていた期限を特別貸付けの延長にあわせて、毎年度延長を行った。
8	適用又は延長期間		新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。 《政策目的の根拠》 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号

		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 - 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
10	有効性等	① 適用数	-
		② 適用額	-
		③ 減収額	-
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 - 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	-
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 38) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 44)
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業政策局産業資金課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	—
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。
		《政策目的の根拠》 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)(注)については、税制上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない(=担税力がない)暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 (注)特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの)を除く。

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進 4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速</p> <p>（デジタルトランスフォーメーション（DX）、AIへの対応） 分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用（※）やコンテンツ産業の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必要な取組などを行う。</p> <p>※ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向けた必要な取組を進めるほか、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法、平成10年法律第90号）上で投資対象とすることを検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日） IV. GX・DX等への投資 5. DX</p> <p>（1）Web3.0の推進に向けた環境整備 ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、検討を進める。 暗号資産に係る税制上の取扱いについて、第三者が短期売買目的以外で暗号資産を継続的に保有する場合を、他の暗号資産の保有と区別して取り扱うことが可能かどうか、法令上・会計上の在り方を含め、速やかに検討する。</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 Web3.0推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、キャッシュフローを伴う実現利益がない（＝担税力はない）中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めることを見直すことで、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業等を促進できる。</p>

10	有効性等	① 適用数	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
		② 適用額	期末の時価評価損益については、価格上昇・下落により評価益・評価損のいずれもあり得、見込みが立たないため、適用額を見積もることは困難である。また、現状の税制では第三者発行の暗号資産を長期保有することを前提としたビジネスを起業する者はシンガポール等海外での起業を選択していることなどから、法人税収への影響は軽微であると見込まれる。
		③ 減収額	同上。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置が行われた場合、担税力がない中での課税が解消され、我が国におけるブロックチェーン分野での起業や事業活動が活性化し、イノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置が行われなかった場合には、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中でも、法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産に関する課税が継続されることになり、国内におけるブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因となると考えられる。また、このようなビジネス環境を忌避し、海外へ起業家等が流出する事態につながっているという指摘がある。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置が行われた場合でも、本特例措置の対象となる暗号資産が売却された場合には、その売却益については課税の対象となるため、本特例措置による税収減は是認できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものを除く。)については、期末時価評価課税の対象外とされているが、発行者以外の第三者が保有する暗号資産については依然として期末時

			<p>価評価課税の対象となっており、キャッシュフローを伴う実現力がない中での課税を見直し、Web3 推進に向けた環境整備を図るものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を地方公共団体も後押ししている。また、国内における起業及びイノベーション促進は地域経済の健全な発展に寄与するものであり、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—